

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶からの有害液体物質の排出基準）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第一条の二関係）</p> <p>一 X類物質等</p> <p>イ X類物質</p> <p>(1) アクリル酸デシル</p> <p>(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル</p> <p>(3) アジピン酸ジメチル</p> <p>(4) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限り）</p> <p>(5) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限り）</p> <p>(6) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限り）</p> <p>(7) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限り）</p> <p>(8) イソホロンジイソシアナート</p> <p>(9) ウンデシルアルコール</p> <p>(10) ウンデセン</p> <p>(11) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限り）</p>	<p>（船舶からの有害液体物質の排出基準）</p> <p>第一条の十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 タンカーからの油類似有害液体物質（別表第一第三号イ又は第四号イに掲げる物質のうち油に類似するものとして国土交通省令・環境省令で定める物質を含む水バラスト又は貨物艙の洗浄水をいう。）の排出であつて前条の規定による排出基準の例に従つてするものは、前二項の基準に適合するものとみなす。</p> <p>別表第一（第一条の二、第一条の十関係）</p> <p>一 A類物質等</p> <p>イ A類物質</p> <p>(1) アクリル酸エチル</p> <p>(2) アクリル酸デシル</p> <p>(3) アセトクロール</p> <p>(4) アセトンシアノヒドリン</p> <p>(5) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が三から八までのもの及びその混合物に限り）</p> <p>(6) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から八までのもの及びその混合物に限り）</p> <p>(7) アルキルジフェニルアミン</p> <p>(8) オルトエチルフェニール</p> <p>(9) エチル</p> <p>(10) エピクロヒドリン</p> <p>(11) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限り）</p>

(38)(b7)(b6)(b5)(b4)(b3)(b2)	(31)(b0)(b9)(b8)(b7)(b6)(b5)(b4)(b3)	(22)	(21)(b20)(b19)(b18)(b17)(b16)(b15)	(14)	(13)(b12)
テトラメチルベンゼン テレピン油 デカン酸(ネオデカン酸を除く。) トリエチルベンゼン 一・二・三 トリクロロベンゼン 一・二・四 トリクロロベンゼン トリメチルベンゼン	多環式芳香族化合物(環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。) ターシャリメチルベンチルエーテル ターシャリドデカンチオール N・N ジメチルドデシルアミン ジフェニルエーテルの混合物 ジフェニル ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物 ジフェニルエーテル ジフェニルエーテル及びビフェニルエーテルの混合物 N・N ジメチルドデシルアミン ターシャリドデカンチオール ターシャリメチルベンチルエーテル	ジニトロトルエン ジフェニル ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物 ジフェニルエーテル ジフェニルエーテル及びビフェニルエーテルの混合物 N・N ジメチルドデシルアミン ターシャリドデカンチオール ターシャリメチルベンチルエーテル	ジチオカルバミン酸アルキル(アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物(アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。))に限る。 自動車燃料用アンチノック剤(アルキル鉛を含むものに限る。)	掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限る。) 航空用アルキレート(炭素数が八のパラフィンであつて沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。) 次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。) ジイソプロピルベンゼン 一・五・九 シクロドデカトリエン シクロヘプタン ジクロロプロパン及びジクロロプロポレンの混合物 一・三 ジクロロプロペン ジクロロベンゼン	の混合物に限る。) オレイルアミン クレオソート(コールタール又は木タールから得られたものに限る。) クレゾール クレゾールナトリウム塩溶液 クロトンアルデヒド クロロトルエン(オルト異性体を含む異性体の混合物に限る。) オルトクロロトルエン コールタール

(33)(b2)(b1)(b0)	(29)	(28)	(27)	(26)(b5)(b4)(b3)(b2)	(21)	(20)(b19)(b18)	(17)(b16)(b15)(b14)	(13)(b12)
ジフェニル ジフェニル ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物 ジフェニルアミン及び一・二・四 トリメチルペンテン	自動車燃料用アンチノック剤(四エチル鉛又は四メチル鉛を含むものに限る。)	アミン塩溶液 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。) 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノール	二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 二・四 ジクロロフェノール 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液 ジエチルベンゼン 一・五・九 シクロドデカトリエン 二・四 ジクロロフェノール	二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。) 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノール 二・四 ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液 ジエチルベンゼン 一・五・九 シクロドデカトリエン 二・四 ジクロロフェノール	脂肪酸アルコールポリエトキシレート(セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。) ジイソプロピルベンゼン ジエチルベンゼン 一・五・九 シクロドデカトリエン 二・四 ジクロロフェノール	脂肪酸アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであつて、重合度が一から六までのもの(セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。))及びその混合物に限る。) 脂肪酸アルコールポリエトキシレート(セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。) ジイソプロピルベンゼン ジエチルベンゼン 一・五・九 シクロドデカトリエン 二・四 ジクロロフェノール	クレゾール クレゾールナトリウム塩溶液 クロトンアルデヒド クロロトルエン(オルト異性体を含む異性体の混合物に限る。) オルトクロロトルエン コールタール	の混合物に限る。) オレイルアミン クレオソート(コールタール又は木タールから得られたものに限る。) クレゾール クレゾールナトリウム塩溶液 クロトンアルデヒド クロロトルエン(オルト異性体を含む異性体の混合物に限る。) オルトクロロトルエン コールタール



ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第十号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三号第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表（第十号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ 化学廃液（イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は第三号イ、ロ若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イからニまで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。）

二 Y類物質等

イ Y類物質

- (1) アクリル酸
- (2) アクリル酸エチル
- (3) アクリル酸ニ エチルヘキシル
- (4) アクリル酸ニ ヒドロキシエチル
- (5) アクリル酸ブチル
- (6) アクリル酸メチル
- (7) アクリロニトリル
- (8) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）
- (9) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (10) アジピン酸ジ ニ エチルヘキシル

ロ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からA類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

ハ イ又はロに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ又はロに掲げる物質と次号イ若しくはロ、第三号イ若しくはロ、第四号イ若しくはロ又は別表第一の二（第九十七号を除く。）に掲げる物質とから成る混合物であつて、イ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント以上のもの及びイ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント未満のもののうち環境省令で定める基準に該当するもの

ニ 化学廃液（イ若しくはロ、次号イ若しくはロ、第三号イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イからハまで、次号から第四号まで及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。）

二 B類物質等

イ B類物質

- (1) アイコサ（オキシプロパン ニ・三 ジイル）
- (2) アクリル酸ニ エチルヘキシル
- (3) アクリル酸ニ ヒドロキシエチル
- (4) アクリル酸ブチル
- (5) アクリル酸メチル
- (6) アクリロニトリル
- (7) 亜硝酸ナトリウム溶液
- (8) アジピン酸ジノルマルヘキシル
- (9) アジピン酸ジメチル
- (10) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）

- (11) アセトンシアノヒドリン
- (12) アニリン
- (13) 亜麻仁油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）
- (14) 二 アミノイソプロピルアルコール
- (15) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (16) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (17) アリルアルコール
- (18) 亜磷酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (19) アルキルアリールジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- (20) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (21) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が十一から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (22) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）
- (23) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (24) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）
- (25) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (26) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）
- (27) 長鎖アルキルフェニルカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）
- (28) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十

- (11) アリルアルコール
- (12) 長鎖アルキルアミン（アルキル基の炭素数が十八以上のものに限る。）及び硫化炭化水素の混合物
- (13) アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）
- (14) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (15) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのものであつて、濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (16) アルキルフェニルポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (17) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム及び鉱油の混合物（アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムの濃度が六十七重量パーセントのものに限る。）
- (18) イソホロンジイソシアナート
- (19) ウンデシルアルコール
- (20) ウンデセン
- (21) ウンデカン酸
- (22) エチリデンノルボルネン
- (23) エチルトルエン
- (24) エチルヘキシルアミン
- (25) 塩化アリル
- (26) 塩化ベンジル
- (27) オクチルアルデヒド
- (28) オクテン
- (29) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）
- (31) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）
- (32) キシレノール

重量パーセント以上のものに限る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)

(29) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)

(30) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)

(32)(31) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛  
アンモニア水(濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る)

イソブレン  
イソプロピルアミン  
イソプロピルエーテル  
イソプロピルシクロヘキサン  
イソホロン  
イソホロンジアミン

イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 ヒドロキシペンチル  
ウンデカン酸  
エタノールアミン

エチリデンノルボルネン  
エチルアミン及びその溶液(濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。)

エチルシクロヘキサン  
N エチルシクロヘキシルアミン  
エチルトルエン

(47)(46)(45)(44) エチル 二 (ヒドロキシメチル)プロパン 一・三 ジ  
オールアルキルエステル(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)

(43)(42)(41)(40)(39)(38)(37)(36)(35)(34)(33) エチル 二 エチル 三 プロピルアクリロレイン  
二 エチルヘキサノ酸  
二 エチルヘキシルアミン  
エチルベンゼン  
N エチルメチルアリルアミン

掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限る。)

メタクロロトルエン  
パラクロロトルエン  
オルトクロロニトロベンゼン  
クロロベンゼン  
クロロホルム

コールタールナフサソルベント  
酢酸シクロヘキシル  
酢酸デシル  
酢酸ヘキシル(酢酸メチルペンチルを除く。)

酢酸ヘプチル  
サリチル酸メチル  
四塩化炭素

一・三 シクロペンタジエン二量体  
シクロペンテン  
脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十五までのものであつて、重合度が七から十九までのもの(セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。)及びその混合物に限る。)

(49) 脂肪族アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルコール  
でその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。)

(50) 硝酸アルキル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)

(52)(51) 次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。)

しよつ脳油  
ジイソブチレン  
一・二 ジクロロエタン  
三・四 ジクロロ 一 プテン  
一・三 ジクロロプロペン  
ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物  
一・六 ジクロロヘキサン  
ジクロロベンゼン

(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53) ジクロロベンゼン

(82)(81)(80)(79)(78)	(77)(76)(75)(74)	(73)	(72)(71)(70)	(69)(68)(67)(66)(65)(64)(63)(62)(61)(60)(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53)
クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。）	吉草酸及び酪酸ニメチルの混合物（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）	過酸化水素溶液（濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）	オリーブ油（遊離脂肪酸が三・三重量パーセント未満のものに限る。）	エチレンクロロヒドリン エチレングリコール エチレングリコールジアセタート エチレングリコールモノアルキルエーテル エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート エチレンシアノヒドリン エチレンジアミン 二エトキシニ・ニジメチルエタン 三エトキシプロピオン酸エチル エピクロロヒドリン 塩化アリル 塩化第二鉄溶液 塩化ビニリデン オクチルアルコール オクチルアルデヒド オクテン
クロトンアルデヒド	吉草酸	キシレノール	オレイン酸カリウム	
魚油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）	キシレン	オレイン酸	オレフィン（炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）	
	キシレノール	オレイン酸カリウム		

(87)	(86)(85)(84)(83)(82)(81)(80)(79)(78)	(77)(76)(75)(74)(73)(72)(71)(70)(69)(68)(67)(66)(65)	(64)	(63)(62)(61)(60)
及びその混合物に限る。）	ドデシルアルコール	トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	ナトリウム炭酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）	ジフェニルメタンジイソシアナート
ノネン	ドデセン	トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	チオシアン酸ナトリウム	一・二ジプロモエタン
	二硫化炭素	トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	テトラクロロエタン	スチレン
	オルトニトロトルエン	トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	テトラクロロエチレン	炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであつて、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）
	オルトニトロフェノール	トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート及び	テレピン油	
	ニトロベンゼン	ニ・四・四トリメチルヘキサメチレンジイソシアナートの混合	デシルアルコール	
	ネオデカン酸ビニル	物	デセン	
	ニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの		トール油	
			トール油脂肪酸バリウム塩	
			トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル	
			一・二・四トリクロロベンゼン	
			トリデカン酸	
			二・二・四トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	
			二・四・四トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート	
			二・二・四トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート及び	

- (112) (111) (110) (109) | (108) (107) (106) (105) (104) (103) (102) (101) (100) (99) (98) (97) (96) (95) (94) (93) | (92) (91) | (90) (89) (88) (87) | (86) (85) (84) (83)
- クロロスルホン酸  
 クロロトルエン  
 クロロヒドリン(粗製のものに限る。)  
 一 (四 クロロフェニル) 四・四 ジメチルペンタン 三  
 オン  
 クロロベンゼン  
 クロロホルム  
 四 クロロ 二 メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液  
 グリオキサル溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)  
 グリホサート溶液(界面活性剤を含まないものに限る。)  
 グルタルアルデヒド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)  
 グルタル酸ジメチル  
 けい酸ナトリウム溶液  
 こはく酸ジメチル  
 混酸(硝酸及び硫酸の混合物に限る。)  
 酢酸二 エトキシエチル  
 酢酸シクロヘキシル  
 酢酸ノルマルプロピル  
 酢酸ビニル  
 酢酸ブチル  
 酢酸ヘキシル  
 酢酸ヘプチル  
 酢酸ベンジル  
 酢酸ペンチル  
 酢酸三 メトキシブチル  
 サリチル酸メチル  
 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物(酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。)  
 一・二 酸化ブチレン  
 酸化プロピレン  
 四塩化炭素  
 シクロヘキサノール

- (116) (115) | (114) | (113) (112) (111) (110) | (109) (108) (107) (106) (105) | (104) (103) (102) (101) (100) (99) (98) (97) (96) (95) (94) (93) (92) (91) (90) (89) (88)
- ビス(二 クロロエチル)エーテル  
 ビスフェノールAのジグリシジルエーテル  
 ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂  
 ビスフェノールFのジグリシジルエーテル  
 ベータピネン  
 不均化トール油石けん溶液  
 不均化ロジン石けん溶液  
 フタル酸ジイソブチル  
 ブテンオリゴマー  
 プロピレン三量体  
 プロピレン四量体  
 ペンタクロロエタン  
 ホスホン酸トリエチル  
 ホスホン酸トリメチル  
 ホスホン酸水素ジブチル  
 ホスホン酸水素ジメチル  
 ホワイトスピリット(芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上であつて二十重量パーセント以下のものに限る。)  
 メタクリル樹脂の一・二 ジクロロエタン溶液  
 二 メチル 五 エチルピリジン  
 メチルシクロペンタジエン二量体  
 メチルヘプチルケトン  
 N (二 メトキシ 一 メチルエチル) 二 エチル 六  
 メチルクロロアセトアニリド  
 メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液  
 ラウリン酸  
 酪酸ブチル  
 ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)  
 硫化アンモニウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)  
 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液  
 硫化水素ナトリウム溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)

- (129) | (28) | (27) | 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液
- (126) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (125) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
- (124) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (123) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
- (122) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）
- (121) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）
- (120) | 脂肪酸アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- (119) | (18) | (17) | (16) | (15) | (14) | (13) | 直鎖脂肪酸の二 エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）
- シクロヘキサミン
- シクロヘキサン
- 一・三 シクロペンタジエン二量体
- シクロペンタン
- シクロペンテン
- (121) | (120) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）
- (122) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）
- (123) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）
- (124) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）
- (125) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
- (126) | 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）
- (127) | (27) | (28) | (29) | 硝酸
- (128) | (28) | (29) | 硝酸

- (121) | (20) | (19) | (18) | (17) | (16) | (15) | (14) | (13) | 硫酸ジエチル
- (117) | 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに  
限る。）
- 硫酸トリブチル
- ロジン
- ロジンのフマル酸付加物

(159)   (158)   (157)   (156)   (155)   (154)	(153)   (152)   (151)   (150)   (149)   (148)   (147)	(146)   (145)   (144)   (143)   (142)   (141)   (140)   (139)   (138)   (137)   (136)   (135)   (134)   (133)   (132)	(131)	(130)	
ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン N・N ジメチルシクロヘキサシルアミン ジメチルホルムアミド ジメチルポリシロキサン	ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン ジメチルホルムアミド ジメチルシクロヘキサシルアミン ジメチルポリシロキサン	ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン ジメチルホルムアミド ジメチルシクロヘキサシルアミン ジメチルポリシロキサン	ジメチルエタノールアミン ジメチルオクタノールアミン ジメチルホルムアミド ジメチルシクロヘキサシルアミン ジメチルポリシロキサン	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。） ジイソプロピルケトン ジイソブチレン ジイソプロピルアミン ジエタノールアミン ジエチルアミノエタノール ジエチルアミン ジエチルベンゼン ジエチレントリアミン 一・四 ジオキサソ 一・二 ジクロロエタン 二・四 ジクロロフェノール 三・四 ジクロロ一ブテン 一・一 ジクロロプロパン 一・二 ジクロロプロパン ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限り。） ジノルマルプロピルアミン ジブチルアミン 一・二 ジプロモエタン ジプロモメタン ジプロピルチオカルバミン酸S エチル ジペンテン ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限り。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）

- (185) | (84) | (83) | (82) | (81) | (80) | (79) | (78) | (77) | (176) | (175) | (74) | (73) | (72) | (71) | (70) | (69) | (168) | (167) | (166) | (165) | (64) | (163) | (62) | (61) | (160)
- 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- 水酸化カリウム溶液
- 水酸化ナトリウム溶液
- 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液
- スルホラン
- タロー（遊離脂肪酸が十五重量パーセント未満のものに限る。）
- 大豆油（遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）
- チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。）
- チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- テトラエチレンペンタミン
- テトラクロロエタン
- テトラクロロエチレン
- テトラヒドロナフタレン
- デカヒドロナフタレン
- デシルアルコール
- とうもろこし油（遊離脂肪酸が十重量パーセント未満のものに限る。）
- (176) 桐油（遊離脂肪酸が二・五重量パーセント未満のものに限る。）
- トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル
- トリエチルアミン
- トリエチレンテトラミン
- 一・三・五 トリオキサン
- 一・一・一 トリクロロエタン
- 一・一・二 トリクロロエタン
- トリクロロエチレン
- 一・一・二 トリクロロ
- 一・二・二 トリフルオロエタン
- 一・二・三 トリクロロプロパン

(216) (215) (214) (213) (212) (211) (210) (209) (208) (207) (206) (205) (204) (203) (202) (201) (200) | (199) (198) (197) | (196) (195) (194) (193) (192) (191) (190) (189) (188) (187) (186) |

- トリデカン
- トリデカン酸
- トリメチル酢酸
- オルトトルイジン
- トルエン
- トルエンジアミン
- トルエンジイソシアナート
- ドデカン
- ドデシルアルコール
- ドデシルキシレン
- 菜種油（低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）
- ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液
- ニトロエタン
- ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）
- オルトニトロフェノール
- 一ニトロプロパン
- 二ニトロプロパン
- ニトロベンゼン
- 尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液
- 二硫化炭素
- ネオデカン酸
- ネオデカン酸ビニル
- ノナン酸
- ノニアルコール
- ノネン
- ノルマルブチルエーテル
- ノルマルプロパノールアミン
- ノルマルピルアルコール
- ノルマルヘキサン酸
- 廃硫酸
- 発煙硫酸

(243)	ブチルアルデヒド
(242)	ブチルアミン
(241)	フルフリルアルコール
(240)	フルフラール
(239)	フタル酸ジメチル
(238)	フタル酸ジヘキシル
(237)	フタル酸ジエチル
(236)	フタル酸ジウンデシル
(235)	フタル酸ジイソオクチル
(234)	フェニールのスルホン酸アルキルエステル
(233)	フェニール
(232)	— フェニル — キシリルエタン
(231)	ピリジン
(230)	ビス(ニクロロエチル)エーテル
(229)	ビス(ニクロロイソプロピル)エーテル
(228)	ビニルトルエン
(227)	ひまわり油(遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る)
(226)	ひまし油(遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る)
(225)	△塩溶液
(224)	N (ヒドロキシエチル) エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム
(223)	パラフィンワックス
(222)	パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物
(221)	パーム油(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る)
(220)	パームステアリン(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る)
(219)	パーム核油(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る)
(218)	パームオレイン(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る)
(217)	バレルアルデヒド

(272)	(271)(270)(269)(268)	(267)(266)(265)(264)(263)	(262)(261)(260)(259)(258)(257)(256)(255)(254)	(253)(252)(251)(250)(249)(248)(247)(246)(245)(244)
二 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。 ( の キ シ レ ン 溶 液	ホスホン酸水素ジブチル ホスホン酸水素ジメチル ホルムアミド ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。） ペンタン 一・三 ペンタジエン ペンタクロロエタン ベンゼントリカルボン酸トリオクチル 前号に掲げる物質を含むものを除く。 ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み	ヘキサメチレンイミン ヘキサメチレンジアミン及びその溶液 ヘキサメチレンジイソシアナート ヘキサン 一・六 ヘキサンジオール（蒸留物に限る。） ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。） ヘプチルアルコール ベンジルアルコール ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み	ガンマブチロラクトン プロピオニトリル ベータプロピオラクトン プロピオンアルデヒド プロピオン酸 プロピオン酸ノルマルブチル プロピオン酸ノルマルペンチル プロピルベンゼン プロピレン三量体 一 ヘキサデシルナフタレン及び一・四 ビス（ヘキサデシル ナフタレンの混合物 ヘキサメチレンイミン

- (273) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
- (274) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
- (275) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
- (276) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (277) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (278) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
- (279) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (280) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (281) ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (282) ポリシロキサン
- (283) ポリ硫酸第二鉄溶液
- (284) 無水フタル酸
- (285) 無水プロピオン酸
- (286) 無水ポリオレフィン
- (287) 無水マレイン酸
- (288) メタクリル酸
- (289) メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
- (290) メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物
- (291) メタクリル酸エチル
- (292) メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物
- (293) メタクリル酸ノニル
- (294) メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン プロピレン

共重合体の混合物

(295) | メタクリル酸ポリアルキル(アルキル基の炭素数が十から二十  
までのもの及びその混合物に限る。)

メタクリル酸メチル

メタクリル樹脂の一・二 ジクロロエタン溶液

メタクリロニトリル

(299) | (298) | (297) | (296) |  
メチルアミン溶液(濃度が四十二重量パーセント以下のものに  
限る。)

メチルアルコール

二 二メチル 六 エチルアニリン

二 二メチル 五 エチルピリジン

メチルシクロヘキサン

メチルシクロペンタジエン二量体

メチルジエタノールアミン

アルファメチルスチレン

三 (メチルチオ)プロピオンアルデヒド

N 二メチル ニピロリドン

メチルブチルケトン(メチルイソブチルケトンを除く。)

メチルブテノール

綿実油(遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満のものに限る。)

(311) | (310) | (309) | (308) | (307) | (306) | (305) | (304) | (303) | (302) | (301) | (300) |  
(312) |  
モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン(重合度が二十  
のものに限る。)

モルホリン

やし油(遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。)

ライド(遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。)

酪酸

酪酸ブチル

酪酸メチル

(319) | (318) | (317) | (316) | (315) | (314) | (313) |  
ラクトニトリル溶液(濃度が八十重量パーセント以下のものに  
限る。)

落花生油(遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。)

(321) |  
長鎖硫化アルキルフェニールカルシウム塩(アルキル基の炭素

- 数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)
- (322) 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (324) (323) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液
- (324) (323) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）
- (325) 硫酸
- (326) 硫酸アルミニウム溶液
- (327) 硫酸ジエチル
- (328) 磷酸トリトリル（オルト異性体を一重量パーセント以上含むものに限る。）
- (329) 磷酸トリブチル
- (330) ロジン
- ロ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
- ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
- ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第十号を除く。以下この表において同じ。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの
- 三 Z類物質等
- イ Z類物質
- (1) アジポニトリル
- (2) アセト酢酸エチル

- ロ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からB類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
- ハ イ又はロに掲げる物質のみから成る混合物、前号イ又はロに掲げる物質とイ若しくはロ、次号イ若しくはロ、第四号イ若しくはロ又は別表第一の二（第九十七号を除く。以下この表において同じ。）に掲げる物質とから成る混合物で前号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント未満のもの（同号ハに規定するものを除く。）及びイ又はロに掲げる物質と次号イ若しくはロ、第四号イ若しくはロ又は別表第一の二に掲げる物質とから成る混合物でイ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント以上のもの
- 三 C類物質等
- イ C類物質
- (1) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液

- (3) アセト酢酸メチル  
(4) アセトニトリル  
(5) アセトン  
(6) アミノエチルエタノールアミン  
(7) 二 アミノ 二 メチル 一 プロパノール  
(8) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）  
(9) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及びアルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混合物  
(10) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）  
(11) アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）  
(12) 長鎖アルキルフェニルカルシウム塩（アルキル基の炭素数が十一から四十までのもの及びその混合物に限る。）  
(13) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの及びその混合物に限る。）  
(14) アルミノけい酸ナトリウム  
(15) 安息香酸ナトリウム  
(16) 硫黄  
(17) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）  
(18) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物  
(19) イソプロピルアルコール  
(20) イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 イソブトキシペンチル  
(21) エチルアルコール  
(22) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）  
(23) 塩化コリン溶液

- (2) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）  
(3) アニリン  
(4) アミノイソプロピルアルコール  
(5) 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）  
(6) アルカン（炭素数が六から九までのもの及びその混合物に限る。）  
(7) アルキルアリアルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）  
(8) 長鎖アルキルアリアルポリエーテル（アルキル基の炭素数が十一から二十までのもの及びその混合物に限る。）  
(9) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）  
(10) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）  
(11) アルキルベンゼンスルホン酸  
(12) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液  
(13) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）  
(14) イソブレン  
(15) イソプロピルアミン  
(16) イソプロピルアルコール  
(17) イソプロピルアルコールヘキサンの混合物  
(18) イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 ヒドロキシペンチル  
(19) エチルアミン及びその溶液  
(20) エチルシクロヘキサン  
(21) N エチルブチルアミン  
(22) エチルペンチルケトン  
(23) エチレンクロロヒドリン  
(24) エチレングリコールジアセタート  
(25) エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート  
(26) エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート

(52)	(51)(50)(49)	(48)(47)(46)(45)(44)(43)(42)(41)(40)(39)(38)(37)	(36)(35)(34)	(33)(32)(31)(30)(29)(28)(27)	(26)(25)(24)
硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液 のに限る。	硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。） 酒類 シクロヘキサノン	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る） 酸化メシチル 酸化チタン 酢酸メチル 酢酸ナトリウム溶液 酢酸トリデシル 酢酸エチル 酢酸イソプロピル	グリシリンナトリウム塩溶液 グリセリン グリセリンモノオレイン酸 酢酸 酢酸イソプロピル 酢酸エチル 酢酸トリデシル 三クロロプロピオン酸 グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。） 二クロロプロピオン酸 三クロロプロピオン酸 くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） ギ酸メチル ギ酸カリウム溶液 ギ酸イソブチル カプロラクタム及びその溶液 オクタン酸（二エチルヘキサノ酸を除く。）	塩化マグネシウム溶液 塩酸 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）

(55)	(54)(53)(52)(51)(50)(49)(48)(47)(46)(45)(44)	(43)(42)(41)(40)(39)(38)(37)(36)(35)	(34)	(33)(32)(31)(30)	(29)(28)(27)
度が三十重量パーセント以下のものに限る。 一・二酸化ブチレン	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） 酢酸メチルペンチル 酢酸ペンチル 酢酸ベンジル 酢酸ブチル 酢酸ビニル 酢酸ノルマルオクチル 酢酸ノニル 酢酸ニエトキシエチル 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。） こはく酸ジメチル 九十五度以上百二十度以下のものに限る。 航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて沸点が	グタル酸ジメチル けい酸ナトリウム溶液 四クロロニメチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 三クロロプロピオン酸 二クロロプロピオン酸 クロロスルホン酸 クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。） キシレン セメント以下のものに限る。）	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）	塩化第二鉄溶液 オクチルアルコール オレイン酸カリウム オレフィン（炭素数が五から七までのもの及びその混合物に限る。）	エチレンジアミン 三エトキシプロピオン酸エチル 塩化カリウム溶液（濃度が十重量パーセント以上のものに限る）

(80)(79)(78)	(77)(76)(75)(74)(73)(72)(71)	(70)(69)(68)	(67)(66)(65)(64)(63)(62)(61)	(60)(59)(58)(57)(56)	(55)(54)(53)
ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限 尿素溶液 乳酸 ）	トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のもの トリプロピレングリコール トリエチレングリコール トリエタノールアミン トリアセチルグリセリン トリスプロパノールアミン ）	テトラエチレングリコール テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十 重量パーセントのエタノール溶液に限る。） テトラヒドロフラン	炭酸プロピレン 炭酸ナトリウム溶液 炭酸カルシウム 炭酸エチレン スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液 水酸化マグネシウム 二・二 ジメチルプロパン 一・三 ジオール パーセント以下のものに限る。）	ジエチルエーテル ジエチレングリコール ジプロピレングリコール N・N ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量 パーセント以下のものに限る。）	植物性たんばく質溶液（加水分解したものに限る。） ジアセトンアルコール ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九 のもの及びその混合物に限る。）

(82)(81)(80)	(79)(78)(77)(76)(75)(74)(73)(72)(71)(70)(69)(68)	(67)	(66)(65)	(64)(63)(62)	(61)(60)(59)(58)(57)(56)
ジメチルオクタノ酸 N・N ジメチルシクロヘキシルアミン 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下の ものに限る。）	ジペンテン ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のもの に限る。）	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下の ものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下の ものに限る。）	硝酸 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（アンモニウム水を含むも のに限る。）	酸化プロピレン シクロヘキサン シクロヘキサミン シクロヘプタン シクロペンタン 脂肪酸アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が 十二から十五までのものであつて、重合度が二十以上のもの及び その混合物に限る。）

(111) (10) (09) (08) (07)	(106) (05) (04) (03) (02) (01) (00) (b9) (b8) (b7) (b6) (b5) (b4)	(93) (b2) (b1) (b0) (b9) (b8) (b7) (b6) (b5) (b4) (b3) (b2) (b1)	( )
メチルイソブチルケトン	メタクリル酸トデシル	ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液（濃度が五十重量パーセントのものに限る。）	ノルマルプロピルアミン
メタクリル酸ブチル	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	ヘキサメチレンテトラミン溶液	ノルマルヘプタン酸
メタクリル酸デシル	無水酢酸	一・六 ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）	パラアルデヒド
無水酢酸	無水こはく酸アルケニル（アルキル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）	ヘキシレングリコール	二 ヒドロキシ 四（メチルチオ）酪酸
		ペテロラタム	ビニルエチルエーテル
		ペンチルアルコール	ブチレングリコール
		ホスホン酸トリエチル	ブチルアルコール
		ポリイソブチレンの酸無水物付加物	プロモクロロメタン
		ポリエチレングリコール	プロピレングリコール
		ポリエチレングリコールジメチルエーテル	プロピレングリコールフェニルエーテル
		ポリ塩化アルミニウム溶液	プロピレングリコールメチルエーテルアセタート
		ポリプロピレングリコール	プロピレングリコールモノアルキルエーテル
		ポリリン酸アンモニウム溶液	
		無水こはく酸アルケニル（アルキル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）	

(109) (08) (07) (06) (05) (04) (03) (02) (01) (00) (b9) (b8) (b7) (b6)	(95) (b4) (b3) (b2) (b1) (b0) (b9)	(88) (b7)	(86)	(85)	(84) (b3)
パラアルデヒド	トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	トリエチルアミン	チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	チオシアン酸アンモニウム及びチオ硫酸アンモニウムの混合溶液（チオシアン酸アンモニウムの濃度が二十五重量パーセント以下であつて、チオ硫酸アンモニウムの濃度が二十重量パーセント以下のものに限る。）	水酸化カリウム溶液
パイン油	トルエン	一・一・一 トリクロロエタン	テトラヒドロナフタレン	液（チオシアン酸アンモニウムの濃度が二十五重量パーセント以下であつて、チオ硫酸アンモニウムの濃度が二十重量パーセント以下のものに限る。）	水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液
バレルアルデヒド	トルエンジイソシアナート	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン		
発煙硫酸	ノルマルアルコール	一・二・二 トリフルオロエタン	一・二・二 トリクロロプロパン		
廃硫酸	ノルマルブチルエーテル		トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）		
ノルマルプロピルアミン	ノルマルプロパノールアミン				

- (113)(12) | メチルエチルケトン  
 N | メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限り。）  
 メチルターシャリブチルエーテル  
 二 | メチルピリジン  
 三 | メチルピリジン  
 四 | メチルピリジン  
 メチルブチノール  
 メチルプロピルケトン  
 メチルペンチルアルコール  
 メチルペンチルケトン  
 三 | メチル 三 | メトキシブタノール  
 三 | メトキシ 一 | ブタノール  
 L | リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限り。）  
 (125) | 硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）  
 (126) | 硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。）  
 (127) | 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限り。）  
 硫酸アンモニウム溶液  
 硫酸ナトリウム溶液  
 磷酸  
 磷酸水素アンモニウム溶液  
 磷酸トリエチル  
 ワックス（パラフィンワックスを除く。）

- (10) | 二 | ヒドロキシ 四 | (メチルチオ) 酪酸  
 ビス(二 | クロロイソプロピル) エーテル  
 ビニルエチルエーテル  
 一 | フェニル 一 | キシリルエタン  
 フェノール  
 フタル酸ジエチル  
 フタル酸ジメチル  
 フルフラール  
 フルフリルアルコール  
 ブチルアミン  
 ブチルアルデヒド  
 プロピオニトリル  
 プロピオンアルデヒド  
 プロピオン酸ノルマルブチル  
 プロピオン酸ノルマルペンチル  
 プロピレン二量体  
 ふつ化けい酸溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限り。）  
 一 | セント以下のものに限り。）  
 ヘキサメチレンジアミン  
 ヘキサメチレンジアミン溶液  
 ヘプチルアルコール  
 ベンジルアルコール  
 ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み前二号に掲げる物質を含むものを除く。）  
 一・三 | ペンタジエン  
 ペンタン  
 ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限り。）  
 (135) | ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液  
 (136) | 長鎖ポリエーテルアミンの芳香族系の物質（アルキル基の炭素数が二から四までのもの及びその混合物に限り、前二号に掲げる物質を含むものを除く。）を溶媒とする溶液  
 (137) | ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質（アルキル基の炭素数

が二から四までのもの及びその混合物に限り、前二号に掲げる物質を含むものを除く。)を溶媒とする溶液

(139)(138) ポリアルキレンオキシドポリオール

(139) ポリエチレンポリアミン(ジエチレントリアミン、テトラエチレンペンタミン、トリエチレントトラミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。)

(140) ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)

ポリ硫酸第二鉄溶液  
無水フタル酸  
無水プロピオン酸

(144)(43)(42)(41) メチルアミン溶液(濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。)

二メチル 六 エチルアニリン  
メチルシクロヘキサノール

三メチルピリジン  
メチルベンチルアルコール

やし油脂脂肪酸  
酪酸エチル  
酪酸メチル

硫酸  
硫酸

(153)(52)(51)(50)(49)(48)(47)(46)(45) 磷酸水素ジ 二 エチルヘキシル

口 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地から類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

ハ イ又は口に掲げる物質のみから成る混合物、前号イ又は口に掲げる物質とイ若しくは口、次号イ若しくは口又は別表第一の二に掲げる物質とから成る混合物で前号イ又は口に掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント未満のもの及びイ又は口に掲げる物質と次号イ若しくは口又は別表第一の二に掲げる物質とから成る混合物でイ又は口に掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント以上のもの

口 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質

ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

二 イ、口又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ、口若しくはハ、前号イ、口若しくはハ、イ、口若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。)(及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物)(同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ、

、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

四 D 類物質等

イ D 類物質

- (1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに  
限る。）  
アクリル酸
- (2) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリ  
オイル中に分散されたものに限る。）
- (3) アシッドオイル（魚油、サフラワー油、大豆油、とうもろこし  
油、菜種油、ひまわり油、綿実油、ラード又は落花生油の精製の  
際に生ずるもの及びその混合物に限る。）
- (4) アジピン酸ジイソノニル  
アジピン酸ジ 二 エチルヘキシル  
アジポニトリル  
アセト酢酸エチル  
アセト酢酸メチル  
亜麻仁油  
アミノエチルエタノールアミン  
N アミノエチルピペラジン  
二 (二) アミノエトキシ) エタノール  
二 アミノ 二 メチル 一 プロパノール（濃度が九十重量  
パーセント以下のものに限る。）
- (5) アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一か  
ら五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (6) 亜硫酸水素アンモニウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下  
のものに限る。）
- (7) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下  
のものに限る。）
- (8) アルキルアミン（アルキル基の炭素数が八以上のもの及びその

- (39)(b8)(b7)(b6) | エチレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素  
エチレングリコールモノアセタート  
エチレングリコールメチルブチルエーテル  
エチレングリコール）  
もの及びその混合物に限る。）
- (35)(b4)(b3)(b2)(b1)(b0) | N エチルシクロヘキシルアミン  
二 エチル 二（ヒドロキシメチル）プロパン 一・三ジ  
オールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が八から十までの  
もの及びその混合物に限る。）
- (29) | イソアルカン（炭素数が十又は十一のもの及びその混合物に限  
る。）及びシクロアルカン（炭素数が十又は十一のもの及びその  
混合物に限る。）の混合物  
イソプロピルエーテル  
イソホロン  
イソホロンジアミン  
エタノールアミン
- (28)(b7)(b6)(b5) | N エチルシクロヘキシルアミン  
安息香酸ナトリウム  
アルケン酸カルボキシアミド亜鉛  
アルミン酸ナトリウム溶液
- (24) | アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及  
びその混合物に限る。）
- (23) | アルキルジチオチアゾール（アルキル基の炭素数が六から  
二十四までのもの及びその混合物に限る。）
- (22) | アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以  
上のもの及びその混合物に限る。）
- (21) | 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の  
炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (20) | 長鎖アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭  
素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）
- (19) | 長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六  
から六十までのもの及びその混合物に限る。）
- 混合物に限る。）及びアルケン酸エステル（アルケニル基の炭素  
数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物

- (68)(67)(66)(65)(64)(63)(62)(61)(60)(59)(58)(57)(56)(55)(54)(53)(52)(51)(50)(49)(48)(47) | (46) | (45)(44)(43)(42) | (41)(40) |
- 数が十二から十五までのものを除く。)
- エチレングリコールモノフェニルエーテル
  - エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリ
  - コールモノフェニルエーテルの混合物
  - エチレンシアノヒドリン
  - エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液
  - えの油
  - 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液(塩化アルミニウムの濃
  - 度が三十重量パーセント以下であつて、塩酸の濃度が二十重量パ
  - ーセント以下のものに限る。)
  - 塩化カリウム、尿素、磷酸一水素アンモニウム及び磷酸二水素
  - アンモニウムの混合溶液
  - 塩化コリン溶液
  - 塩化ビニリデン
  - 塩化ベンゼンスルホニル
  - 塩酸
  - オイチシカ油
  - オクタノ酸
  - オリブ油
  - オレイン酸
  - オレンジ皮油
  - カカオ油
  - カシユウナツツシエル油(未精製のものに限る。)
  - カプロラクタム及びその溶液
  - 吉草酸
  - ぎ酸
  - ぎ酸イソブチル
  - ぎ酸メチル
  - 牛脚油
  - 魚油
  - くえん酸(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
  - クロロヒドリン(粗製のものに限る。)
  - クロロプロパン
  - グリオキサール溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに

- (69) | グリセリン及びジオキサンジメタノールの混合物（グリセリンの濃度が八十三重量パーセントであつて、ジオキサンジメタノールの濃度が十七重量パーセントであるものに限る。）
- (71)(70) | グリセリンモノオレイン酸
- (71)(70) | グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）
- けるみ油
- けし油
- コールタールピッチ
- こはく酸ナトリウム及び酒石酸ナトリウムの混合溶液
- 米ぬか油
- ごま油
- 酢酸
- 酢酸エチル
- 酢酸ナトリウム溶液
- 酢酸ノルマルプロピル
- 酢酸三メトキシブチル
- サフラワー油
- サラダ油
- 酸化メシチル
- (86)(85)(84)(83)(82)(81)(80)(79)(78)(77)(76)(75)(74)(73)(72) | シクロアルカン（炭素数が十又は十一のもの及びその混合物に限る。）
- (90)(89)(88)(87) | シクロヘキサノール
- シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物
- シクロヘキサノン
- 脂肪酸蒸留物（魚油、サフラワー油、大豆油、とうもろこし油、菜種油、ひまわり油、綿実油、ラード又は落花生油の精製の際に生ずるもの及びその混合物に限る。）
- (91) | 硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下のものに限る。）
- (92) | 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（アンモニア水を含むものを除く。）
- (93) | ジアセトンアルコール

(125)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(09)	(08)	(07)	(106)	(105)	(04)	(03)	(02)	(01)	(00)	(b9)	(b8)	(b7)	(b6)	(b5)	(b4)		
一・三・五	トリエチレンテトラミン	トリエタノールアミン	桐油	とうもろこし油	テトラヒドロナフタレン	テトラエチレンペンタミン	大豆油	炭酸ナトリウム溶液	タロ―脂肪酸	タロ―	たら肝油	スルホラン	水酸化ナトリウム溶液	水酸化カルシウム	ジメチルホルムアミド	二・二 ジメチルプロパン	一・三 ジオール	ジメチルエタノールアミン	ト以下のものに限る。)	N・N ジメチルアセトアミド溶液(濃度が四十重量パーセント	リウム塩溶液	一・四 ジヒドロ 九・十 ジヒドロキシアントラセン二ナト	一・三 ジクロロプロパン	ジクロロメタン	二・二 ジクロロプロピオン酸	一・一 ジクロロエタン	一・四 ジオキサン	ジエチレントリアミン	ジエチレングリコールジブチルエーテル	ジエチレングリコール	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン	ジイソブチルケトン

(153)	(152)	(151)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(137)	(36)	(35)	(134)	(33)	(32)	(31)	(30)	(129)	(28)	(27)	(26)	
ひまし油	N (ヒドロキシエチル)エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液	ヒドロキシエチルエチレンジアミン鉄三酢酸三ナトリウム塩溶液	パーム油	パーム油	パームステアリン	パーム核油	パームやし油	はしばみ油	ノルマルヘプタン酸	ノルマルヘキサン酸	ノナン酸	尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液	乳酸	二ニトロプロパン	一ニトロプロパン	二ニトロエタン	二ニトロエタン	二トリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液	ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液	ナツメグ油	菜種油	ドデセニルこはく酸二カリウム塩溶液	トリメチロールプロパンポリエトキシラート	トリメチルヘキサメチレンジアミンの混合物	二・二・四 トリメチルヘキサメチレンジアミン	二・四・四 トリメチルヘキサメチレンジアミン	二・二・四 トリメチルヘキサメチレンジアミン及び二・四・	トリメチルヘキサメチレンジアミンの混合物

ひまわり油

ピリジン

ピルチャード油

(157) (156) (155) (154) |  
フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。）

フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル

ブチレングリコール

ガンマブチロラクトン

ぶどう油

ぶなの実油

(163) (162) (161) (160) (159) (158) |  
ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステル混合物に限る。）

プロモクロロメタン

ヘータプロピオラクトン

プロピオン酸

プロピオン酸エチル

プロピレングリコールメチルエーテルアセタート

プロピレングリコールモノアルキルエーテル

ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）

ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液（濃度が五十重量パー

セント以上のものに限る。）

ヘキサメチレンテトラミン溶液

ペンタエチレンヘキサミン

ペンチルアルコール（ターシャリペンチルアルコールを除く。）

ほしだねやし油

ホルムアミド

(177) | ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの（第一号イに掲げるものを除く。）及びその混合物に限る。）

(178) | ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

(179) | ポリエーテル（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(180) | ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八以上のもの及びその混合物に限る。）

(181) | ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(182) | ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(183) | ポリオレフィンフェノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(184) | ポリプロピレングリコール

(185) | ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

(186) | まつこう鯨油

(187) | ミルセン

(188) | 無水マレイン酸

(189) | 無水酢酸

(190) | 無水ポリイソブテニルこはく酸

(191) | メタクリル酸

(192) | メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物

(193) | メタクリル酸エチル

(194) | メタクリル酸ノニル

(195) | メタクリル酸ブチル

(196) |

(197) |

(198) |

(228) (227) (226) (225) (224) (223) (222)	(221)	(220) (219)	(218) (217) (216) (215) (214) (213) (212) (211) (210) (209) (208)	(207) (206) (205) (204) (203) (202) (201) (200) (99)
硫酸アルミニウム溶液 硫酸アンモニウム溶液 リン酸 リン酸水素アンモニウム溶液 リン酸トリエチル レモン皮油 ワックス（パラフィンワックスを除く。）	物に限る。） 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。） 数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。） 長鎖硫化アルキルフェニールカルシウム塩（アルキル基の炭素数）	ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。） ラノリン	落花生油 酪酸 やし油 やし油脂肪酸メチルエステル モルホリン 綿実油 メチルペンチルケトン メチルプロピルケトン メチルブテノール メチルブチルケトン	メタクリル酸メチル メタクリロニトリル メチルアルコール メチルジエタノールアミン メチルターシャリブチルエーテル 二メチルピリジン 四メチルピリジン Nメチルニピロリドン メチルブチノール（ニメチルニヒドロキシニブチンを除く。）

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第一の二（第一条の三関係）

- 一 カオリン
- 二 グルコース溶液
- 三 石炭
- 四 糖みつ
- 五 粘土
- 六 水
- 七 りんご果汁

ロ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からD類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質

ハ イ又はロに掲げる物質のみから成る混合物、前号イ又はロに掲げる物質とイ若しくはロ又は別表第一の二に掲げる物質とから成る混合物で同号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント未満のもの及びイ又はロに掲げる物質と別表第一の二に掲げる物質とから成る混合物でイ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント以上のもの

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第一の二（第一条の三関係）

- 一 アジピン酸オクチルデシル
- 二 アジピン酸ジトリデシル
- 三 アセトニトリル
- 四 アセトン
- 五 アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液
- 六 ニアミノニヒドロキシメチル一・三プロパンジオール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
- 七 アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの及びその混合物に限る。）
- 八 アルミノけい酸ナトリウム
- 九 硫黄
- 十 イソアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
- 十一 イソアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物
- 十二 イソ酪酸二・二・四 トリメチル
- 十三 エチルアルコール
- 十四 エチレン及び酢酸ビニルの共重合体
- 十五 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液
- 十六 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十二重量パーセントのものに限る。）

- 十七 塩化マグネシウム溶液
- 十八 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに  
限る。）
- 十九 オレフィン（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
- 二十 カオリン
- 二十一 カラメル溶液
- 二十二 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カ  
ルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）
- 二十三 グリシンナトリウム塩溶液
- 二十四 グリセリン
- 二十五 グリセリンポリアルコキシラート
- 二十六 グルコース溶液
- 二十七 酢酸イソプロピル
- 二十八 酢酸トリデシル
- 二十九 酢酸メチル
- 三十 酢酸三メチル 三メトキシブチル
- 三十一 酒類
- 三十二 シクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限  
る。）
- 三十三 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に  
限る。）
- 三十四 植物性たんぱく質溶液（加水分解したものに限る。）
- 三十五 ジエチルエーテル
- 三十六 ジエチレングリコールジエチルエーテル
- 三十七 ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液
- 三十八 ジプロピレングリコール
- 三十九 ジメチルポリシロキサン
- 四十 水酸化マグネシウム
- 四十一 ステアリン酸ブチル
- 四十二 石炭
- 四十三 ソルビトール溶液
- 四十四 ターシャリペンチルアルコール
- 四十五 炭酸エチレン
- 四十六 炭酸カルシウム

四十七	テトラエチレングリコール
四十八	糖みつ
四十九	トリアセチルグリセリン
五十	トリイソプロパノールアミン
五十一	トリエチレングリコール
五十二	トリデカン
五十三	トリプロピレングリコール
五十四	ドデカン
五十五	ドデシルキシレン
五十六	尿素樹脂溶液
五十七	尿素溶液
五十八	粘土
五十九	ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）
六十	パラフィンワックス
六十一	フィッシュソリュブル（魚粉製造工程から得られたものに限る。）
六十二	フタル酸ジオクチル
六十三	フタル酸ジヘキシル
六十四	フタル酸ジヘプチル
六十五	ブチルアルコール
六十六	プロピルアルコール
六十七	プロピレン及びブテンの共重合体
六十八	プロピレングリコール
六十九	ヘキシレングリコール
七十	ペトロラタム
七十一	ベンゼントリカルボン酸トリオクチル
七十二	飽和脂肪酸（炭素数が十四以上のもの及びその混合物に限る。）
七十三	ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
七十四	ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）
七十五	ポリエチレングリコール

八 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質

九 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害

- 七十六 ポリエチレングリコールジメチルエーテル
- 七十七 ポリ塩化アルミニウム溶液
- 七十八 ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）
- 七十九 ポリグリセリン
- 八十 ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント以下のものに限る。）
- 八十一 ポリシロキサン
- 八十二 ポリブテン
- 八十三 ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）
- 八十四 水
- 八十五 メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
- 八十六 メタクリル酸ドデシル
- 八十七 メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物
- 八十八 メチルエチルケトン
- 八十九 N メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
- 九十 ニメチルニヒドロキシ三ブチン
- 九十一 三メチル三メトキシブタノール
- 九十二 三メトキシ一ブタノール
- 九十三 モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のもの及びその混合物に限る。）
- 九十四 ラード
- 九十五 ラテックス（スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）
- 九十六 リグニンスルホン酸アンモニウム溶液
- 九十七 リグニンスルホン酸カルシウム溶液
- 九十八 リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液
- 九十九 硫酸ナトリウム溶液
- 百 りんご果汁
- 百一 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から別

でないものと査定されている物質

十 前各号に掲げる物質のみから成る混合物

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第一の八（第一条の十、第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げる 類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの	イ及びロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物舱について事前処理を行うこと。 イ 当該物質の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて当該貨物舱の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。 ロ イの方法により当該物質の除去が完了した後、(1)又は(2)に掲げる要件に適合する方法（別表第一第一号亦に掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、(2)に掲げる方法に限る。）により洗浄水を除去すること。 (1) 洗浄水中に含まれる当該物質の濃度が一キログラム当たり一グラム以下になるまで貨物舱を十分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物舱から除去すること。 (2) 貨物舱を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当

表第一第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる物質のいずれのものとも同程度には有害でないものと査定されている物質

百一 前各号に掲げる物質のみから成る混合物及び前各号に掲げる物質と別表第一第四号イ又はロに掲げる物質とから成る混合物で同号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計が十重量パーセント未満のもの

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

別表第一の八（第一条の十、第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げるA類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの	イ又はロに掲げる要件（別表第一第一号二に掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、ロに掲げる要件に限る。）に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物舱について事前処理を行うこと。 イ 当該物質の取卸しが完了した後、洗浄水中に含まれる当該物質の濃度が(1)又は(2)に掲げる物質の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に掲げる濃度以下になるまで貨物舱を十分に洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物舱から除去すること。 (1) 国土交通省令・環境省令で定める物質一キログラム当たり〇・一グラム（別表第一の五に掲げるバルティック海海域（2）及び次号において「バルティック海海域」という。）において排出しようとする場合にあつては、一キログラム当たり〇・〇五グラム（ (2) (1)に掲げる物質以外の物質 一キログラム当たり一グラム（バルティック海海域において排出しようとする場合にあつては、一キログラム当たり〇・五グラム）

	<p>二 別表第一第二号に掲げるY類物質等又は同表第三号に掲げるZ類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの</p>	<p>該貨物艙から除去すること。</p>
	<p>二 別表第一第二号に掲げるB類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの</p>	<p>□ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
	<p>二 別表第一第二号に掲げるY類物質等又は同表第三号に掲げるZ類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの</p>	<p>イ又はロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物艙について事前処理を行うこと。</p> <p>イ 当該物質（国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。</p> <p>ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
	<p>三 別表第一第三号に掲げるC類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの</p>	<p>イ又はロに掲げる要件に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物艙について事前処理を行うこと。</p> <p>イ 当該物質（国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の取卸しが完了した後、有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>

別表第一の九（第一条の十関係）

<p>有害液体物質の区分</p> <p>一 別表第一の八各号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（次号に掲げるも</p>	
<p>排出海域に関する基準</p> <p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	
<p>排出方法に関する基準</p> <p>イから八までに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>	

別表第一の九（第一条の十関係）

<p>有害液体物質の区分</p> <p>一 別表第一の八第一号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	
<p>排出海域に関する基準</p> <p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>	
<p>排出方法に関する基準</p> <p>イ及びロに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。</p>	

<p>四 別表第一第四号に掲げるD類物質等であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの</p>	
<p>当該物質の取卸しが完了した後、当該物質の輸送の用に供されていた貨物艙に残留する当該物質を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を用いてその体積の九倍以上の量の水を加えることにより希釈すること。</p>	<p>用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去すること。 ロ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>

<p>のを除く。)</p>	<p>二 別表第一の八第二号の事前処理の方法に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質(当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。)</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域(南極海域を除く。)</p>	<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>のを除く。)</p>	<p>二 別表第一の八第二号の事前処理の方法に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>のを除く。)</p>	<p>三 別表第一の八第三号の事前処理の方法に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域(南極海域を除く。)</p>	<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>のを除く。)</p>	<p>三 別表第一の八第三号の事前処理の方法に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域(南極海域を除く。)</p>	<p>イから八までに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>

備考 (略)	三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に加えられた水との混合物である有害液体物質	南極海域以外の海域	排出方法は、限定しない。
	四 別表第一の八第四号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法による事前処理が行われた有害液体物質	すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠の海域(南極海域を除く。)	八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること。
	五 前各号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に加えられた水との混合物である有害液体物質	南極海域以外の海域	排出方法は、限定しない。

改正案

附則

この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

現行

附則

（施行期日）

1 | この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

（経過措置）

2 | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十三号）附則第十三条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第八十三号）（以下「改正後の五十八年政令」という。）附則第三条第一項に規定する現存旧タンカーからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の十第三項に規定する油類似有害液体物質の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号及び同項第二号から第六号まで又は改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号、同項第二号から第四号まで及び第六号並びに改正後の五十八年政令附則第三条第二項の規定による排出基準の例に従つてするものは、海洋汚染等防止令第一条の十第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。

3 | 改正後の五十八年政令附則第三条第三項に規定する現存タンカーからの海洋汚染等防止令第一条の十第三項に規定する油類似有害液体物質（総理府令、運輸省令で定めるところにより積載された水バラストに限る。）の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第三項又は第四項の規定による排出基準の例に従つてするものは、海洋汚染等防止令第一条の十第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。